

京都市告示第335号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和8年9月3日

京都市長 松 井 孝 治

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

1 土地の所在地

京都市北区上賀茂本山 436番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)